

令和4年度

名古屋市各会計予算

目 次

(一般会計)

| | | |
|-----------|-----------------|----|
| 令和4年第1号議案 | 令和4年度名古屋市一般会計予算 | 1頁 |
|-----------|-----------------|----|

(特別会計)

| | | |
|------------|----------------------------------|-----|
| 令和4年第2号議案 | 令和4年度名古屋市国民健康保険特別会計予算 | 19頁 |
| 令和4年第3号議案 | 令和4年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算 | 21頁 |
| 令和4年第4号議案 | 令和4年度名古屋市介護保険特別会計予算 | 23頁 |
| 令和4年第5号議案 | 令和4年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計 予算 | 27頁 |
| 令和4年第6号議案 | 令和4年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算 | 29頁 |
| 令和4年第7号議案 | 令和4年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算 | 33頁 |
| 令和4年第8号議案 | 令和4年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算 | 37頁 |
| 令和4年第9号議案 | 令和4年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算 | 41頁 |
| 令和4年第10号議案 | 令和4年度名古屋市用地先行取得特別会計予算 | 45頁 |
| 令和4年第11号議案 | 令和4年度名古屋市公債特別会計予算 | 49頁 |

(公営企業会計)

| | | |
|------------|----------------------|-----|
| 令和4年第12号議案 | 令和4年度名古屋市病院事業会計予算 | 53頁 |
| 令和4年第13号議案 | 令和4年度名古屋市水道事業会計予算 | 55頁 |
| 令和4年第14号議案 | 令和4年度名古屋市工業用水道事業会計予算 | 59頁 |
| 令和4年第15号議案 | 令和4年度名古屋市下水道事業会計予算 | 63頁 |
| 令和4年第16号議案 | 令和4年度名古屋市自動車運送事業会計予算 | 67頁 |
| 令和4年第17号議案 | 令和4年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算 | 71頁 |

一 般 会 計

令和4年度名古屋市一般会計予算

令和4年度名古屋市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,379,409,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 千円 |
|--|-------------------------|-------------|
| 1 市 税 | | 600,985,000 |
| | 1 市 民 税 | 289,916,000 |
| | 2 固 定 資 産 税 | 225,765,000 |
| | 3 軽 自 動 車 税 | 2,995,000 |
| | 4 市 た ば こ 税 | 16,105,000 |
| | 5 事 業 所 税 | 16,607,000 |
| | 6 都 市 計 画 税 | 49,597,000 |
| 2 地 方 譲 与 税 | | 6,116,100 |
| | 1 地 方 揮 発 油 譲 与 税 | 2,157,000 |
| | 2 自 動 車 重 量 譲 与 税 | 3,244,000 |
| | 3 森 林 環 境 譲 与 税 | 251,000 |
| | 4 特 別 と ん 譲 与 税 | 428,000 |
| | 5 航 空 機 燃 料 譲 与 税 | 100 |
| | 6 石 油 ガ ス 譲 与 税 | 36,000 |
| 3 県 税 交 付 金 | | 88,974,000 |
| | 1 利 子 割 交 付 金 | 213,000 |
| | 2 配 当 割 交 付 金 | 2,685,000 |
| | 3 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | 1,975,000 |
| | 4 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金 | 792,000 |
| | 5 法 人 事 業 税 交 付 金 | 8,843,000 |
| | 6 地 方 消 費 税 交 付 金 | 59,625,000 |
| | 7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 | 58,000 |
| | 8 環 境 性 能 割 交 付 金 | 2,125,000 |
| | 9 軽 油 引 取 税 交 付 金 | 12,658,000 |
| 4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金 | | 9,000 |

| 款 | 項 | 金額 千円 |
|---------------|--|-------------|
| | 1 国有提供施設等所在 市町村助成交付金 | 9,000 |
| 5 地方特例交付金 | | 3,355,000 |
| | 1 地方特例交付金 | 3,320,000 |
| | 2 新型コロナウイルス 感染症対策 地方税減収補填 特別交付金 | 35,000 |
| 6 地方交付税 | | 9,100,000 |
| | 1 地方交付税 | 9,100,000 |
| 7 交通安全対策特別交付金 | | 800,000 |
| | 1 交通安全対策特別交付金 | 800,000 |
| 8 使用料及び手数料 | | 40,095,756 |
| | 1 使用料 | 29,883,769 |
| | 2 手数料 | 5,596,329 |
| | 3 診療収入 | 2,472,290 |
| | 4 介護収入 | 1,253,694 |
| | 5 支援収入 | 889,674 |
| 9 国庫支出金 | | 250,748,365 |
| | 1 負担金 | 204,460,015 |
| | 2 補助金 | 45,519,206 |
| | 3 委託金 | 769,144 |
| 10 県支出金 | | 76,349,629 |
| | 1 負担金 | 50,939,074 |
| | 2 補助金 | 19,555,710 |
| | 3 委託金 | 5,854,845 |
| 11 財産収入 | | 21,340,391 |
| | 1 財産運用収入 | 2,442,899 |
| | 2 財産売却収入 | 18,897,492 |
| 12 寄附金 | | 3,836,696 |

| 款 | 項 | 金額 千円 |
|----------|-----------------|---------------|
| | 1 寄 附 金 | 3,836,696 |
| 13 繰 入 金 | | 22,848,176 |
| | 1 他 会 計 繰 入 金 | 18,033,692 |
| | 2 基 金 繰 入 金 | 4,814,484 |
| 14 繰 越 金 | | 1 |
| | 1 繰 越 金 | 1 |
| 15 諸 収 入 | | 131,802,886 |
| | 1 延滞金、加算金及び過料 | 124,006 |
| | 2 預 金 利 子 | 7,431 |
| | 3 他会計貸付金元利収入 | 340,000 |
| | 4 貸 付 金 元 利 収 入 | 91,399,874 |
| | 5 受 託 事 業 収 入 | 1,168,777 |
| | 6 収 益 事 業 収 入 | 9,074,124 |
| | 7 雑 入 | 29,688,674 |
| 16 市 債 | | 123,048,000 |
| | 1 市 債 | 123,048,000 |
| 歳 入 | 合 計 | 1,379,409,000 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 千円 |
|-----------------|-----------------|-------------|
| 1 議 会 費 | | 1,881,966 |
| | 1 議 会 費 | 1,881,966 |
| 2 総 務 費 | | 33,606,764 |
| | 1 総 務 管 理 費 | 4,974,939 |
| | 2 財 務 管 理 費 | 17,981,712 |
| | 3 選 挙 費 | 983,776 |
| | 4 統 計 調 査 費 | 41,875 |
| | 5 徴 税 費 | 8,415,326 |
| | 6 防 災 危 機 管 理 費 | 1,209,136 |
| 3 健 康 福 祉 費 | | 359,865,980 |
| | 1 社 会 福 祉 費 | 115,101,757 |
| | 2 老 人 福 祉 費 | 59,304,128 |
| | 3 生 活 保 護 費 | 88,266,806 |
| | 4 国 民 年 金 費 | 207,625 |
| | 5 国 民 健 康 保 険 費 | 22,886,580 |
| | 6 介 護 保 険 費 | 34,119,722 |
| | 7 公 衆 衛 生 費 | 32,071,427 |
| | 8 環 境 衛 生 費 | 1,733,604 |
| | 9 保 健 所 費 | 5,947,442 |
| | 10 衛 生 研 究 所 費 | 226,889 |
| 4 子 ども 青 少 年 費 | | 171,246,432 |
| | 1 子 ども 青 少 年 費 | 171,246,432 |
| 5 環 境 費 | | 28,546,842 |
| | 1 環 境 保 全 費 | 3,380,829 |
| | 2 環 境 事 業 費 | 25,166,013 |
| 6 ス ポ ー ツ 市 民 費 | | 19,377,188 |

| 款 | 項 | 金額 千円 |
|-----------------|-----------------|-------------|
| | 1 市民生活費 | 957,467 |
| | 2 区役所費 | 8,418,887 |
| | 3 スポーツ費 | 10,000,834 |
| 7 経 済 費 | | 101,787,000 |
| | 1 産 業 費 | 101,454,966 |
| | 2 工 業 研 究 所 費 | 332,034 |
| 8 観 光 文 化 交 流 費 | | 15,464,881 |
| | 1 観 光 交 流 費 | 9,886,567 |
| | 2 文 化 交 流 費 | 4,046,337 |
| | 3 名 古 屋 城 費 | 1,531,977 |
| 9 緑 政 土 木 費 | | 74,711,256 |
| | 1 土 木 管 理 費 | 3,407,544 |
| | 2 道 路 橋 り よ う 費 | 24,435,330 |
| | 3 街 路 費 | 5,813,952 |
| | 4 治 水 費 | 9,460,469 |
| | 5 緑 政 費 | 30,673,250 |
| | 6 農 政 費 | 920,711 |
| 10 住 宅 都 市 費 | | 45,668,095 |
| | 1 都 市 計 画 費 | 22,417,774 |
| | 2 住 宅 費 | 23,250,321 |
| 11 消 防 費 | | 7,375,443 |
| | 1 消 防 費 | 7,375,443 |
| 12 教 育 費 | | 67,403,939 |
| | 1 教 育 総 務 費 | 7,744,634 |
| | 2 小 学 校 費 | 14,385,899 |
| | 3 中 学 校 費 | 12,326,056 |
| | 4 高 等 学 校 費 | 1,410,758 |

| 款 | 項 | 金額 千円 |
|---------|--------------|---------------|
| | 5 幼稚園費 | 162,492 |
| | 6 特別支援学校費 | 1,259,555 |
| | 7 大学費 | 16,588,222 |
| | 8 私学振興費 | 7,033,416 |
| | 9 生涯学習費 | 6,492,907 |
| 13 職員費 | | 274,808,153 |
| | 1 議会職員費 | 438,849 |
| | 2 総務職員費 | 18,246,845 |
| | 3 財政職員費 | 7,379,202 |
| | 4 防災危機管理職員費 | 517,471 |
| | 5 健康福祉職員費 | 24,336,861 |
| | 6 子ども青少年職員費 | 22,748,942 |
| | 7 環境職員費 | 13,443,329 |
| | 8 スポーツ市民職員費 | 13,819,284 |
| | 9 経済職員費 | 1,922,445 |
| | 10 観光文化交流職員費 | 1,452,244 |
| | 11 緑政土木職員費 | 11,115,278 |
| | 12 住宅都市職員費 | 6,525,381 |
| | 13 消防職員費 | 22,874,739 |
| | 14 教育職員費 | 129,987,283 |
| 14 公債費 | | 128,909,515 |
| | 1 公債費 | 128,909,515 |
| 15 諸支出金 | | 48,655,546 |
| | 1 公営企業会計支出金 | 48,655,546 |
| 16 予備費 | | 100,000 |
| | 1 予備費 | 100,000 |
| 歳出 | 合計 | 1,379,409,000 |

第 2 表 繰越明許費

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 千円 |
|----------|-----------|------------|-----------|
| 9 緑政土木費 | 1 土木管理費 | 道路の復旧 | 30,000 |
| | 2 道路橋りょう費 | 道路・橋りょうの整備 | 850,000 |
| | 3 街路費 | 街路の整備 | 1,300,000 |
| | 4 治水費 | 河川・排水路の整備 | 1,200,000 |
| | 5 緑政費 | 公園の整備 | 300,000 |
| | | 東山総合公園の整備 | 200,000 |
| 10 住宅都市費 | 1 都市計画費 | 都市整備 | 1,100,000 |
| | | 土地区画整理事業 | 200,000 |
| | 2 住宅費 | 市営住宅の建設 | 500,000 |
| | | 市設建築物の施設営繕 | 300,000 |

第 3 表 債務負担行為

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 千円 |
|----------------------------------|--------------------------------|-------------|
| 選挙人名簿等システムの標準化に向けた調査 | 令和 5 年度 | 26,000 |
| 福祉総合情報システムの標準化に向けた調査 | 令和 5 年度 | 64,000 |
| 植田寮の改築 | 令和 5 年度 から 令和 6 年度 まで | 3,123,000 |
| 八事斎場再整備事業者選定支援業務委託 | 令和 5 年度 | 19,000 |
| 可燃・不燃・粗大ごみ及び資源（プラスチック製容器包装）の収集委託 | 令和 5 年度 から 令和 9 年度 まで | 7,322,000 |
| 資源（空きびん）の収集委託 | 令和 5 年度 から 令和 9 年度 まで | 3,089,000 |
| 猪子石工場運転管理業務委託 | 令和 5 年度 | 69,000 |
| 愛岐処分場浸出水処理施設の改築 | 令和 5 年度 | 225,000 |
| 愛岐処分場機械操作棟等の整備 | 令和 5 年度 | 342,000 |
| 愛岐処分場機械操作棟整備の工事監理委託 | 令和 5 年度 | 2,000 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 千円 |
|---------------------------------------|-----------------------------|-------------|
| 中村区役所等複合庁舎・地下鉄本陣駅 間地下通路整備の設計 | 令和5年度 | 174,000 |
| 中村区役所等複合庁舎周辺道路の無電 柱化工事 | 令和5年度 | 56,180 |
| 総合体育館レインボープールの改修工 事 | 令和5年度 から 令和6年度 まで | 3,123,000 |
| 総合体育館レインボープールの天井等 落下防止対策工事 | 令和5年度 から 令和6年度 まで | 1,152,000 |
| 中村スポーツセンターのトイレ改修工 事 | 令和5年度 | 140,000 |
| 中村スポーツセンターの天井等落下防 止対策工事 | 令和5年度 | 446,000 |
| 中スポーツセンターのトイレ改修工事 | 令和5年度 | 146,000 |
| 中スポーツセンターの天井等落下防止 対策工事 | 令和5年度 | 290,000 |
| 東山公園テニスセンター改修の設計 | 令和5年度 | 138,000 |
| ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策 経営支援資金の貸付利率の引き下げ | 令和5年度 から 令和15年度 まで | 462,000 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 千円 |
|-----------------------|-----------------------------|-------------|
| 国際展示場第1展示館の移転改築・維持管理 | 令和5年度 から 令和22年度 まで | 13,912,000 |
| 国際会議場の整備・運営 | 令和5年度 から 令和27年度 まで | 42,560,000 |
| 国際会議場整備事業モニタリング支援業務委託 | 令和5年度 から 令和7年度 まで | 75,000 |
| 市指定文化財岡家住宅保存活用計画の策定 | 令和5年度 | 7,000 |
| 県指定文化財伊藤家住宅整備基本計画の策定 | 令和5年度 | 13,000 |
| 南文化小劇場の舞台照明設備改修工事 | 令和5年度 | 59,000 |
| 青少年文化センターの天井等落下防止対策工事 | 令和5年度 から 令和6年度 まで | 244,000 |
| 瑞穂文化小劇場の天井等落下防止対策工事 | 令和5年度 | 92,000 |
| 中川文化小劇場の天井等落下防止対策工事 | 令和5年度 | 136,000 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 千円 |
|---------------------------|-----------------------------|-------------|
| 金山南ビル低層棟の外壁改修工事 | 令和5年度 | 63,000 |
| 金シャチ横丁芝居小屋風多目的施設建設の設計 | 令和5年度 | 82,000 |
| 名古屋城所蔵文化財の修復 | 令和5年度 | 10,000 |
| 久田良木川排水機場の水門改築工事 | 令和5年度 | 226,000 |
| 舗装道の補修 | 令和5年度 | 800,000 |
| 道路照明の賃借 | 令和5年度 から 令和14年度 まで | 439,000 |
| 街路樹の維持管理 | 令和5年度 | 90,000 |
| 高蔵こ線橋の耐震補強 | 令和5年度 | 106,000 |
| 側溝改良 | 令和5年度 | 130,000 |
| 県道春日井長久手線の整備 | 令和5年度 | 130,000 |
| 市道中川運河東線の整備 | 令和5年度 | 250,000 |
| 名城公園北園・地下鉄名城公園駅間地下横断歩道の整備 | 令和5年度 から 令和7年度 まで | 3,484,000 |
| 東山こ道橋の耐震補強 | 令和5年度 | 510,000 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 千円 |
|----------------------|----------------------------|-------------|
| 交通安全施設の整備 | 令和5年度 | 260,000 |
| 瑞穂区役所駅自転車駐車場の天井改修工事 | 令和5年度 | 22,000 |
| 水分橋の改築 | 令和5年度 | 50,000 |
| 小栗橋の改築 | 令和5年度 | 70,000 |
| 排水施設整備 | 令和5年度 | 200,000 |
| 堀川の整備 | 令和5年度 | 400,000 |
| 戸田川排水機場の電気設備改修工事 | 令和5年度 | 365,000 |
| 公園遊具等の更新工事 | 令和5年度 | 80,000 |
| 東山動植物園獣舎等の整備 | 令和5年度 | 169,000 |
| 東山動植物園花と緑のふれあいゾーンの整備 | 令和5年度 | 100,000 |
| 農業センターの施設改修工事 | 令和5年度 | 341,000 |
| 金山南ビルの外壁改修工事 | 令和5年度 | 53,000 |
| アジア競技大会選手村後利用基盤整備 | 令和5年度 から 令和7年度 まで | 1,263,000 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 千円 |
|---------------------|----------------------------|-------------|
| 市営住宅の外壁等改修工事 | 令和5年度 | 221,000 |
| 市営住宅の建設 | 令和5年度 から 令和7年度 まで | 7,779,000 |
| 市設建築物の機能保全改修 | 令和5年度 | 118,000 |
| 指令管制システムの更新 | 令和5年度 から 令和6年度 まで | 8,360,000 |
| 指令管制システム更新監理業務委託 | 令和5年度 から 令和6年度 まで | 29,000 |
| 就学事務等システムの標準化に向けた調査 | 令和5年度 | 49,000 |
| 教育センターの空調設備等改修工事 | 令和5年度 | 515,000 |
| 小学校統合校整備の設計 | 令和5年度 | 306,000 |
| 小学校校舎等のリニューアル改修工事 | 令和5年度 | 107,000 |
| 小学校公害対策関係校の空調設備改修工事 | 令和5年度 | 257,000 |
| 中学校新設の設計 | 令和5年度 | 183,000 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 千円 |
|------------------------|-----------------------------|-------------|
| 中学校校舎等のリニューアル改修工事 | 令和5年度 | 177,000 |
| 中学校のスクールランチ用エレベーター更新工事 | 令和5年度 | 142,000 |
| 中学校公害対策関係校の空調設備改修工事 | 令和5年度 | 224,000 |
| 中学校の埋設給排水管改修工事 | 令和5年度 | 189,000 |
| 若宮高等特別支援学校の新設 | 令和5年度 | 951,000 |
| 西養護学校のエレベーター更新工事 | 令和5年度 | 26,000 |
| 千種図書館の耐震改修工事 | 令和5年度 | 108,000 |
| 中川図書館の天井等落下防止対策工事 | 令和5年度 | 80,000 |
| 博物館リニューアル改修の設計 | 令和5年度 | 381,000 |
| 博物館仮収蔵施設の賃借 | 令和5年度 から 令和10年度 まで | 1,990,000 |
| 博物館仮収蔵施設用棚の購入 | 令和5年度 | 93,000 |
| 博物館収蔵資料輸送業務委託 | 令和5年度 から 令和9年度 まで | 409,000 |

(変更分)

| 事 項 | 変 更 前 | | 変 更 後 | |
|--|---------------------|--|---------------------|--|
| | 期 間 | 限 度 額 千円 | 期 間 | 限 度 額 千円 |
| 大曾根土地区画整理事業に伴う移転資金特別融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 (令和3年第1号議決) | 令和3年度から 令和5年度まで | 金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、447千円を限度として補償する。 | 令和4年度から 令和5年度まで | 金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、366千円を限度として補償する。 |
| 金山南ビル建設に係る名古屋まちづくり公社の民間借入金に対する損失補償 (令和3年第1号議決) | 令和3年度から 令和5年度まで | 金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、662,388千円及び利息相当額を限度として補償する。 | 令和4年度から 令和5年度まで | 金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、306,092千円及び利息相当額を限度として補償する。 |
| 名古屋高速道路公社の民間借入金に対する債務保証 (令和3年第1号議決) | 令和3年度から 令和24年度まで | 270,384,000 外に利息相当額 | 令和4年度から 令和25年度まで | 275,861,000 外に利息相当額 |
| 名古屋高速道路公社の国からの借入金に対する債務保証 (令和3年第1号議決) | 令和3年度から 令和23年度まで | 37,430,000 | 令和4年度から 令和24年度まで | 32,049,000 |

第 4 表 地方債

| 起債の目的 | 限度額 千円 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|---------------|-------------|----------------|---|---|
| 庁舎等整備費 | 861,000 | 普通貸借又は 証券発行 | 年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率) | 起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。 |
| 防災施設整備費 | 152,000 | | | |
| 社会福祉施設整備費 | 19,000 | | | |
| 老人福祉施設整備費 | 723,000 | | | |
| 生活保護施設整備費 | 1,425,000 | | | |
| 公衆衛生施設整備費 | 626,000 | | | |
| 保健所整備費 | 769,000 | | | |
| 子ども青少年施設整備費 | 649,000 | | | |
| 廃棄物処理施設整備費 | 2,597,000 | | | |
| 区役所整備費 | 2,543,000 | | | |
| 地域振興施設整備費 | 168,000 | | | |
| スポーツ施設整備費 | 4,412,000 | | | |
| 観光交流施設整備費 | 4,702,000 | | | |
| 文化交流施設整備費 | 301,000 | | | |
| 名古屋城整備費 | 92,000 | | | |
| 公共土木事業費 | 27,102,000 | | | |
| 公園緑地整備費 | 17,152,000 | | | |
| 農業振興施設整備費 | 179,000 | | | |
| 住宅建設費 | 3,289,000 | | | |
| 施設営繕費 | 1,997,000 | | | |
| 消防施設整備費 | 2,002,000 | | | |
| 教育センター整備費 | 14,000 | | | |
| 義務教育施設整備費 | 6,714,000 | | | |
| 高等学校整備費 | 110,000 | | | |
| 特別支援学校整備費 | 378,000 | | | |
| 生涯学習施設整備費 | 525,000 | | | |
| 都市高速鉄道事業補助金 | 285,000 | | | |
| 都市高速鉄道建設資金貸付金 | 153,000 | | | |
| 高速道路建設資金貸付金 | 2,152,000 | | | |
| 高速道路事業出資金 | 830,000 | | | |
| 市立大学施設整備補助金 | 2,688,000 | | | |
| 市立大学施設整備資金貸付金 | 3,479,000 | | | |
| 高速度鉄道事業補助金 | 389,000 | | | |
| 高速度鉄道事業出資金 | 2,571,000 | | | |
| 臨時財政対策債 | 14,000,000 | | | |
| 調整債 | 17,000,000 | | | |
| 計 | 123,048,000 | | | |

特 別 会 計

令和4年度名古屋市国民健康保険特別会計予算

令和4年度名古屋市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ201,266,061千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 千円 |
|------------|---------------|-------------|
| 1 国民健康保険収入 | | 178,379,480 |
| | 1 保 険 料 | 42,254,702 |
| | 2 手 数 料 | 1 |
| | 3 国 庫 支 出 金 | 473,029 |
| | 4 県 支 出 金 | 135,314,930 |
| | 5 諸 収 入 | 336,818 |
| 2 繰 入 金 | | 22,886,580 |
| | 1 他 会 計 繰 入 金 | 22,886,580 |
| 3 繰 越 金 | | 1 |
| | 1 繰 越 金 | 1 |
| 歳 入 合 計 | | 201,266,061 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 千円 |
|-----------|---------|-------------|
| 1 国民健康保険費 | | 201,246,061 |
| | 1 事 業 費 | 201,246,061 |
| 2 予 備 費 | | 20,000 |
| | 1 予 備 費 | 20,000 |
| 歳 出 合 計 | | 201,266,061 |

令和4年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度名古屋市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61,073,212千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 千円 |
|-------------|---------------|------------|
| 1 後期高齢者医療収入 | | 30,884,881 |
| | 1 保 険 料 | 29,852,493 |
| | 2 手 数 料 | 1 |
| | 3 諸 収 入 | 1,032,387 |
| 2 繰 入 金 | | 30,188,330 |
| | 1 他 会 計 繰 入 金 | 30,188,330 |
| 3 繰 越 金 | | 1 |
| | 1 繰 越 金 | 1 |
| 歳 入 合 計 | | 61,073,212 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 千円 |
|------------|---------|------------|
| 1 後期高齢者医療費 | | 61,053,212 |
| | 1 事 業 費 | 61,053,212 |
| 2 予 備 費 | | 20,000 |
| | 1 予 備 費 | 20,000 |
| 歳 出 合 計 | | 61,073,212 |

令和4年度名古屋市介護保険特別会計予算

令和4年度名古屋市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ216,046,577千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 千円 |
|---------------|-----------------|-------------|
| 1 介 護 保 險 収 入 | | 176,467,437 |
| | 1 保 險 料 | 43,146,113 |
| | 2 手 数 料 | 24,482 |
| | 3 国 庫 支 出 金 | 49,089,616 |
| | 4 支 払 基 金 交 付 金 | 54,912,594 |
| | 5 県 支 出 金 | 29,235,189 |
| | 6 財 産 収 入 | 410 |
| | 7 諸 収 入 | 59,033 |
| 2 繰 入 金 | | 36,237,757 |
| | 1 他 会 計 繰 入 金 | 34,119,722 |
| | 2 基 金 繰 入 金 | 2,118,035 |
| 3 繰 越 金 | | 3,341,383 |
| | 1 繰 越 金 | 3,341,383 |
| 歳 入 合 計 | | 216,046,577 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 千円 |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 介 護 保 險 費 | | 216,026,577 |
| | 1 事 業 費 | 212,684,785 |
| | 2 基 金 積 立 金 | 3,341,792 |
| 2 予 備 費 | | 20,000 |
| | 1 予 備 費 | 20,000 |
| 歳 出 合 計 | | 216,046,577 |

第 2 表 債務負担行為

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 千円 |
|-----------------|--------------------------------|-----------|
| 要介護認定申請受付事務等の委託 | 令和 5 年度 から 令和 9 年度 まで | 2,135,000 |

令和4年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金
貸付金特別会計予算

令和4年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,101,541千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河村たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 千円 |
|---------------------|-----------|-----------|
| 1 母子父子寡婦福祉資金 収 入 | | 842,541 |
| | 1 事 業 収 入 | 842,541 |
| 2 繰 越 金 | | 259,000 |
| | 1 繰 越 金 | 259,000 |
| 歳 入 合 計 | | 1,101,541 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 千円 |
|-----------------------|---------|-----------|
| 1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付 金 | | 1,101,541 |
| | 1 事 業 費 | 1,101,541 |
| 歳 出 合 計 | | 1,101,541 |

令和4年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算

令和4年度名古屋市市場及びと畜場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,354,270千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第4条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 千円 |
|---------------|------------|-----------|
| 1 卸 売 市 場 収 入 | | 3,639,645 |
| | 1 使用料及び手数料 | 2,582,439 |
| | 2 財 産 収 入 | 10 |
| | 3 繰 入 金 | 81,250 |
| | 4 繰 越 金 | 1 |
| | 5 諸 収 入 | 446,945 |
| | 6 市 債 | 529,000 |
| 2 食肉流通施設収入 | | 3,714,625 |
| | 1 使用料及び手数料 | 442,429 |
| | 2 財 産 収 入 | 478 |
| | 3 繰 入 金 | 2,236,521 |
| | 4 繰 越 金 | 1 |
| | 5 諸 収 入 | 884,196 |
| | 6 市 債 | 151,000 |
| 歳 入 合 計 | | 7,354,270 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 千円 |
|-----------------|---------------|-----------|
| 1 卸 売 市 場 費 | | 3,639,645 |
| | 1 事 業 費 | 2,204,316 |
| | 2 整 備 費 | 539,027 |
| | 3 他 会 計 繰 出 金 | 896,202 |
| | 4 予 備 費 | 100 |
| 2 食 肉 流 通 施 設 費 | | 3,714,625 |
| | 1 市 場 費 | 1,821,870 |
| | 2 と 畜 場 費 | 943,765 |
| | 3 他 会 計 繰 出 金 | 948,890 |
| | 4 予 備 費 | 100 |
| 歳 出 | 合 計 | 7,354,270 |

第 2 表 債務負担行為

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 千円 |
|--------------------------|---------|-------------|
| 本場青果卸棟の照明設備改修工事 | 令和 5 年度 | 62,000 |
| 北部市場水産棟の電気設備改修工事 | 令和 5 年度 | 355,000 |
| 北部市場エネルギー棟及び青果棟の空調設備改修工事 | 令和 5 年度 | 79,000 |

(変 更 分)

| 事 項 | 変 更 前 | | 変 更 後 | |
|---|--------------------------------|--|--------------------------------|-------------|
| | 期 間 | 限 度 額 千円 | 期 間 | 限 度 額 千円 |
| 食肉安定集荷事業に係る名古屋食肉市場株式会社の民間借入金に対する損失補償 (令和 3 年第 6 号議決) | 令和 3 年度 から 令和 6 年度 まで | 金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、2,800,000千円及び利息相当額を限度として補償する。 | 令和 4 年度 から 令和 7 年度 まで | 変更前に同じ |

第 3 表 地方債

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 千円 | 起 債 の 方 法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
|------------------------|--------------------|----------------|---|---|
| 中央卸売市場整備費 食肉流通施設整備費 | 529,000 151,000 | 普通貸借又は 証券発行 | 年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。 |
| 計 | 680,000 | | | |

令和4年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算

令和4年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ661,870千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 千円 |
|---------------|---------------|---------|
| 1 名古屋城天守閣事業収入 | | 100,215 |
| | 1 財 産 収 入 | 15 |
| | 2 寄 附 金 | 100,000 |
| | 3 諸 収 入 | 200 |
| 2 繰 入 金 | | 233,655 |
| | 1 他 会 計 繰 入 金 | 233,655 |
| 3 市 債 | | 328,000 |
| | 1 市 債 | 328,000 |
| 歳 入 | 合 計 | 661,870 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 千円 |
|--------------|---------------|---------|
| 1 名古屋城天守閣事業費 | | 661,870 |
| | 1 事 業 費 | 516,368 |
| | 2 他 会 計 繰 出 金 | 45,487 |
| | 3 基 金 積 立 金 | 100,015 |
| 歳 出 | 合 計 | 661,870 |

第 2 表 地方債

| 起債の目的 | 限度額 千円 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|------------|-----------|----------------|---|---|
| 名古屋城天守閣事業費 | 328,000 | 普通貸借又は 証券発行 | 年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。 |

令和4年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算

令和4年度名古屋市市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ756,538千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 千円 |
|--------------|----------|-----------|
| 1 市街地再開発事業収入 | | 110,593 |
| | 1 国庫支出金 | 93,593 |
| | 2 諸収入 | 17,000 |
| 2 繰入金 | | 560,945 |
| | 1 他会計繰入金 | 485,577 |
| | 2 基金繰入金 | 75,368 |
| 3 市債 | | 85,000 |
| | 1 市債 | 85,000 |
| 歳入 | 合計 | 756,538 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 千円 |
|-------------|----------|-----------|
| 1 市街地再開発事業費 | | 756,538 |
| | 1 事業費 | 347,824 |
| | 2 他会計繰出金 | 408,714 |
| 歳出 | 合計 | 756,538 |

第 2 表 地方債

| 起債の目的 | 限度額 千円 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|-----------|-----------|----------------|---|---|
| 市街地再開発事業費 | 85,000 | 普通貸借又は 証券発行 | 年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。 |

令和4年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算

令和4年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ518,737千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 | 千円 |
|------------|---------------|-----|---------|
| 1 墓地整備事業収入 | | | 258,000 |
| | 1 使 用 料 | | 145,003 |
| | 2 他 会 計 繰 入 金 | | 112,997 |
| 2 公園整備事業収入 | | | 260,737 |
| | 1 他 会 計 繰 入 金 | | 185,737 |
| | 2 市 債 | | 75,000 |
| 歳 入 | 合 計 | | 518,737 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 | 千円 |
|-----------|---------------|-----|---------|
| 1 墓地整備事業費 | | | 258,000 |
| | 1 事 業 費 | | 258,000 |
| 2 公園整備事業費 | | | 260,737 |
| | 1 事 業 費 | | 102,029 |
| | 2 他 会 計 繰 出 金 | | 158,708 |
| 歳 出 | 合 計 | | 518,737 |

第 2 表 地方債

| 起債の目的 | 限度額 千円 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|---------|-----------|----------------|---|---|
| 公園整備事業費 | 75,000 | 普通貸借又は 証券発行 | 年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。 |

令和4年度名古屋市用地先行取得特別会計予算

令和4年度名古屋市用地先行取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,258,475千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 千円 |
|----------------|-----------|------------|
| 1 公共用地先行取得資金収入 | | 6,431,829 |
| | 1 繰 入 金 | 52,509 |
| | 2 振 替 収 入 | 5,548,320 |
| | 3 市 債 | 831,000 |
| 2 都市開発用地取得資金収入 | | 14,826,645 |
| | 1 繰 入 金 | 405,289 |
| | 2 振 替 収 入 | 13,421,356 |
| | 3 市 債 | 1,000,000 |
| 3 繰 越 金 | | 1 |
| | 1 繰 越 金 | 1 |
| 歳 入 | 合 計 | 21,258,475 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 千円 |
|-------------|---------------|------------|
| 1 公共用地先行取得費 | | 6,431,630 |
| | 1 取 得 費 | 838,729 |
| | 2 他 会 計 繰 出 金 | 5,592,901 |
| 2 都市開発用地取得費 | | 14,826,645 |
| | 1 取 得 費 | 1,003,000 |
| | 2 他 会 計 繰 出 金 | 13,823,645 |
| 3 予 備 費 | | 200 |
| | 1 予 備 費 | 200 |
| 歳 出 | 合 計 | 21,258,475 |

第 2 表 繰越明許費

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 千円 |
|-------------|-------|-----------|----------|
| 1 公共用地先行取得費 | 1 取得費 | 公共用地の先行取得 | 200,000 |

第 3 表 地方債

| 起債の目的 | 限度額 千円 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|------------------------|----------------------|----------------|---------|---|
| 公共用地先行取得費 都市開発用地取得費 | 831,000 1,000,000 | 普通貸借又は 証券発行 | 年5.0%以内 | 起債年度より据置期間をふくめ、10年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。 |
| 計 | 1,831,000 | | | |

令和4年度名古屋市公債特別会計予算

令和4年度名古屋市公債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ448,298,417千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 千円 |
|-----------|---------------|-------------|
| 1 公 債 | | 213,277,000 |
| | 1 公 債 | 213,277,000 |
| 2 財 産 収 入 | | 448,709 |
| | 1 財 産 運 用 収 入 | 448,709 |
| 3 繰 入 金 | | 234,542,706 |
| | 1 他 会 計 繰 入 金 | 211,039,746 |
| | 2 基 金 繰 入 金 | 23,502,960 |
| 4 繰 越 金 | | 30,000 |
| | 1 繰 越 金 | 30,000 |
| 5 諸 収 入 | | 2 |
| | 1 雑 入 | 2 |
| 歳 入 合 計 | | 448,298,417 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 千円 |
|---------|-------------|-------------|
| 1 繰 出 金 | | 165,827,000 |
| | 1 起 債 額 繰 出 | 165,827,000 |
| 2 公 債 費 | | 282,471,417 |
| | 1 公 債 償 還 金 | 235,577,033 |
| | 2 公 債 事 務 費 | 689,225 |
| | 3 基 金 積 立 金 | 46,205,159 |
| 歳 出 合 計 | | 448,298,417 |

第 2 表 地方債

| 起債の目的 | 限度額 千円 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|-------|------------|----------------|---------|---|
| 借換債 | 47,450,000 | 普通貸借又は 証券発行 | 年5.0%以内 | 起債年度より据置期間をふくめ、30年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。 |

公 營 企 業 会 計

令和4年度名古屋市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度名古屋市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経営計画

緑市民病院 病床数 205床

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | | 収 入 | |
|-----|--------|---------|----|
| | | | 千円 |
| 第1款 | 病院事業収益 | 357,678 | |
| 第1項 | 医療収益 | 10,241 | |
| 第2項 | 医療外収益 | 342,437 | |
| 第3項 | 特別利益 | 5,000 | |

| | | 支 出 | |
|-----|-------|-----------|----|
| | | | 千円 |
| 第1款 | 病院事業費 | 2,046,215 | |
| 第1項 | 医療費用 | 2,022,245 | |
| 第2項 | 医療外費用 | 13,970 | |
| 第3項 | 特別損失 | 10,000 | |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額114,024千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補てんするものとする。）。

収 入

千円

| | |
|---------------------|--------|
| 第 1 款 資 本 的 収 入 | 84,883 |
| 第 1 項 一 般 会 計 補 助 金 | 84,883 |

支 出

千円

| | |
|-----------------|---------|
| 第 1 款 資 本 的 支 出 | 198,907 |
| 第 1 項 建 設 改 良 費 | 56,000 |
| 第 2 項 償 還 金 | 142,907 |

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、200,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第 7 条 救急医療経費にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、2,921 千円である。

(他会計からの補助金)

第 8 条 経営費及び整備費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、205,904 千円及び 84,883 千円である。

令和 4 年 2 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

令和4年度名古屋市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度名古屋市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 給水量 年間 281,415,000 立方メートル
(1日 771,000 立方メートル)
給水戸数 1,370,000 戸
- (2) 主要な建設改良事業 水道基幹施設整備及び配水管網整備

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | | 収 | 入 | |
|-----|--------|---|---|------------|
| | | | | 千円 |
| 第1款 | 水道事業収益 | | | 52,658,046 |
| 第1項 | 営業収益 | | | 51,219,516 |
| 第2項 | 営業外収益 | | | 1,308,030 |
| 第3項 | 特別利益 | | | 130,500 |

| | | 支 | 出 | |
|-----|-------|---|---|------------|
| | | | | 千円 |
| 第1款 | 水道経営費 | | | 52,638,046 |
| 第1項 | 営業費用 | | | 46,149,661 |
| 第2項 | 営業外費用 | | | 6,428,385 |
| 第3項 | 特別損失 | | | 50,000 |
| 第4項 | 予備費 | | | 10,000 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額26,161,652千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

| | | 千円 |
|-----|-----------|-----------|
| 第1款 | 資本的収入 | 5,900,361 |
| 第1項 | 企業債 | 3,500,000 |
| 第2項 | 出資金 | 86,000 |
| 第3項 | 他会計貸付金返還金 | 137,234 |
| 第4項 | 基金収入 | 1,099 |
| 第5項 | 基金繰入金 | 31,083 |
| 第6項 | その他資本収入 | 2,144,945 |

| | | 千円 |
|-----|-------|------------|
| 第1款 | 資本的支出 | 32,062,013 |
| 第1項 | 建設改良費 | 24,524,224 |
| 第2項 | 償還金 | 7,536,690 |
| 第3項 | 投資 | 1,099 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事項 | 期間 | 限度額 |
|------------------------|-----------------|--------------|
| 水道施設維持管理 | 令和5年度 | 100,000千円 |
| 水道施設建設 | 令和5年度から令和11年度まで | 18,000,000千円 |
| 営業事務システムの 開発・保守業務委託 | 令和5年度から令和15年度まで | 2,650,000千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとお

りと定める。

| | |
|-------|--|
| 起債の目的 | 水道基幹施設整備費にあてるため |
| 限度額 | 3,500,000 千円 |
| 起債の方法 | 普通貸借又は証券発行 |
| 利率 | 年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) |
| 償還の方法 | 起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。 |

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、2,100,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第 9 条 消火栓関係経費、水道料金特例措置及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、50,728 千円、113,165 千円及び 66,212 千円である。

(他会計からの出資金)

第 10 条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、86,000 千円である。

令和 4 年 2 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

令和4年度名古屋市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度名古屋市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 給水量 年間 23,104,500 立方メートル
(1日 63,300 立方メートル)
事業所数 112カ所

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | | 収 入 | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| | | | 千円 |
| 第1款 | 工業用水道事業収益 | | 1,089,144 |
| 第1項 | 営業収益 | | 963,096 |
| 第2項 | 営業外収益 | | 125,548 |
| 第3項 | 特別利益 | | 500 |
| | | 支 出 | |
| | | | 千円 |
| 第1款 | 工業用水道経営費 | | 1,079,144 |
| 第1項 | 営業費用 | | 996,871 |
| 第2項 | 営業外費用 | | 80,773 |
| 第3項 | 特別損失 | | 500 |
| 第4項 | 予備費 | | 1,000 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額468,293千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

| 収 入 | | 千円 |
|-----|---------|--------|
| 第1款 | 資本的収入 | 13,051 |
| 第1項 | 出 資 金 | 2,051 |
| 第2項 | その他資本収入 | 11,000 |

| 支 出 | | 千円 |
|-----|-----------|---------|
| 第1款 | 資本的支出 | 481,344 |
| 第1項 | 建設改良費 | 344,110 |
| 第2項 | 他会計借入金返還金 | 137,234 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-------------|-------|-----------|
| 工業用水道施設維持管理 | 令和5年度 | 100,000千円 |
| 工業用水道施設建設 | 令和5年度 | 100,000千円 |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第8条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、200千円である。

(他会計からの出資金)

第9条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,051千円である。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

令和4年度名古屋市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度名古屋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 処理面積 29,165 ヘクタール(15水処理センター、43ポンプ所)
処理水量 年間447,855,000 立方メートル
(1日 1,227,000 立方メートル)
水洗便所の改造 500 個
- (2) 主要な建設改良事業 管きよ、ポンプ所及び水処理センター整備

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | | 収 | 入 | |
|-----|---------|---|---|------------|
| | | | | 千円 |
| 第1款 | 下水道事業収益 | | | 78,048,970 |
| 第1項 | 営業収益 | | | 70,570,766 |
| 第2項 | 営業外収益 | | | 7,473,204 |
| 第3項 | 特別利益 | | | 5,000 |
| | | 支 | 出 | |
| | | | | 千円 |
| 第1款 | 下水道経営費 | | | 77,561,970 |
| 第1項 | 営業費用 | | | 70,024,917 |
| 第2項 | 営業外費用 | | | 7,497,053 |
| 第3項 | 特別損失 | | | 30,000 |
| 第4項 | 予備費 | | | 10,000 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 38,888,793 千円（水洗便所改造資金貸付事業収支差額891 千円を除く。）は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

| | | 収 入 | 千円 |
|-----|----------------|-----|------------|
| 第1款 | 資本的収入 | | 33,882,147 |
| 第1項 | 企業債 | | 22,000,000 |
| 第2項 | 国庫補助金 | | 10,000,000 |
| 第3項 | その他資本収入 | | 1,871,616 |
| 第4項 | 水洗便所改造資金貸付事業収入 | | 10,531 |

| | | 支 出 | 千円 |
|-----|---------------|-----|------------|
| 第1款 | 資本的支出 | | 72,770,049 |
| 第1項 | 建設改良費 | | 44,428,346 |
| 第2項 | 償還金 | | 28,332,063 |
| 第3項 | 水洗便所改造資金貸付事業費 | | 9,640 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--------------------|-----------------|---------------|
| 下水道施設維持管理 | 令和5年度 | 200,000 千円 |
| 下水道建設 | 令和5年度から令和8年度まで | 25,000,000 千円 |
| 下水汚泥焼却施設の 整備・運営 | 令和5年度から令和28年度まで | 17,980,000 千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| | | | |
|-------|--|---------------|--|
| 起債の目的 | 下水道事業建設費及び水洗便所改造資金貸付金にあてるため | | |
| 限度額 | 22,003,000 千円 | | |
| | 下水道事業建設費 | 22,000,000 千円 | |
| | 水洗便所改造資金貸付金 | 3,000 千円 | |
| 起債の方法 | 普通貸借又は証券発行 | | |
| 利率 | 年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） | | |
| 償還の方法 | 起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。 | | |

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、3,800,000 千円と定める。

（他会計からの負担金）

第 8 条 雨水処理費、緊急雨水整備事業費、高度処理費、下水道使用料特例措置、水質規制経費、水洗便所普及事務費及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、30,992,056 千円、3,573,556 千円、105,892 千円、95,814 千円、30,000 千円、17,000 千円及び 70,772 千円である。

（他会計からの補助金）

第 9 条 水洗便所普及助成費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,785 千円である。

令和 4 年 2 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

令和4年度名古屋市自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度名古屋市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|------------------|------|-------------------|
| (1) 経営計画 | 最多運転車両数 | 1日 | 904 両 |
| | 運転キロ | 年間 | 35,806,500 キロメートル |
| | | (1日) | 98,100 キロメートル) |
| | 乗車人員 | 年間 | 106,032,500 人 |
| | | (1日) | 290,500 人) |
| (2) 主要な建設改良事業 | 乗合自動車購入及び停留所施設整備 | | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | | 収 | 入 | |
|-----|-----------|---|---|------------|
| | | | | 千円 |
| 第1款 | 自動車運送事業収益 | | | 24,737,271 |
| 第1項 | 営業収益 | | | 18,514,037 |
| 第2項 | 営業外収益 | | | 6,223,234 |
| | | 支 | 出 | |
| | | | | 千円 |
| 第1款 | 自動車運送事業費 | | | 26,549,080 |
| 第1項 | 営業費用 | | | 26,299,233 |
| 第2項 | 営業外費用 | | | 239,847 |
| 第3項 | 予備費 | | | 10,000 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,937,230千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

| | | 収 入 |
|-----|---------|-----------|
| | | 千円 |
| 第1款 | 資本的収入 | 1,870,955 |
| 第1項 | 企業債 | 1,810,000 |
| 第2項 | 出資金 | 39,000 |
| 第3項 | その他資本収入 | 21,955 |

| | | 支 出 |
|-----|--------|-----------|
| | | 千円 |
| 第1款 | 資本的支出 | 3,808,185 |
| 第1項 | 建設改良費 | 1,870,134 |
| 第2項 | 企業債償還金 | 1,512,551 |
| 第3項 | 借入金返還金 | 415,500 |
| 第4項 | 予備費 | 10,000 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----------------------|----------------|-------------|
| 料金箱の更新 | 令和5年度から令和7年度まで | 2,200,000千円 |
| ガイドウェイバス料金箱の更新に伴う負担金 | 令和5年度から令和6年度まで | 70,000千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 自動車運送事業整備費にあてるため

| | |
|-------|---|
| 限度額 | 1,810,000千円 |
| 起債の方法 | 普通貸借又は証券発行 |
| 利率 | 年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） |
| 償還の方法 | 起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。 |

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、9,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第9条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、112,184千円である。

（他会計からの補助金）

第10条 資本費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,121,625千円である。

- 2 地域巡回路線等の維持にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、4,289,000千円である。
- 3 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、410,689千円である。
- 4 共済追加費用にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、

145,790 千円である。

- 5 車両の抗ウイルス加工に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,822 千円である。

(他会計からの出資金)

第11条 経営基盤の強化にあてるため、高速度鉄道事業会計からこの会計が出資を受ける金額は、39,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、2,200,000 千円と定める。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

令和4年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度名古屋市高速度鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|-------------|------|-------------------|
| (1) 経営計画 | 最多運転車両数 | 1日 | 674両 (116編成) |
| | 運転キロ | 年間 | 67,999,500 キロメートル |
| | | (1日) | 186,300 キロメートル) |
| | 乗車人員 | 年間 | 400,295,500人 |
| | | (1日) | 1,096,700人) |
| (2) 主要な建設改良事業 | 車両購入及び駅施設整備 | | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費 3,800,099千円の財源の一部にあてるため、企業債(資本費負担緩和分) 1,534,000千円を借り入れる。

| | | 収 | 入 | |
|-----|-----------|---|---|------------|
| | | | | 千円 |
| 第1款 | 高速度鉄道事業収益 | | | 80,820,350 |
| 第1項 | 営業収益 | | | 74,055,024 |
| 第2項 | 営業外収益 | | | 6,765,326 |
| | | 支 | 出 | |
| | | | | 千円 |
| 第1款 | 高速度鉄道事業費 | | | 81,265,350 |
| 第1項 | 営業費用 | | | 73,934,473 |
| 第2項 | 営業外費用 | | | 7,320,877 |

千円

| | |
|-------------|--------|
| 第 3 項 予 備 費 | 10,000 |
|-------------|--------|

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（高速度鉄道事業特例債 885,000 千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額 31,326,502 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収 入

千円

| | |
|---------------------|------------|
| 第 1 款 資 本 的 収 入 | 15,885,553 |
| 第 1 項 企 業 債 | 10,933,000 |
| 第 2 項 出 資 金 | 2,571,000 |
| 第 3 項 貸 付 金 返 還 金 | 78,000 |
| 第 4 項 一 般 会 計 補 助 金 | 1,441,836 |
| 第 5 項 国 庫 補 助 金 | 350,430 |
| 第 6 項 県 補 助 金 | 30,000 |
| 第 7 項 そ の 他 資 本 収 入 | 481,287 |

支 出

千円

| | |
|-------------------|------------|
| 第 1 款 資 本 的 支 出 | 46,327,055 |
| 第 1 項 建 設 改 良 費 | 14,019,291 |
| 第 2 項 企 業 債 償 還 金 | 32,258,764 |
| 第 3 項 出 資 金 | 39,000 |
| 第 4 項 予 備 費 | 10,000 |

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-----------|--------------------|---------------|
| 高速度鉄道建設改良 | 令和 5 年度から令和 7 年度まで | 18,000,000 千円 |

桜通線可動式ホーム
柵（4 駅）の部品交
換

令和 5 年度

250,000 千円

（企業債）

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| | | | |
|-------|--|--|---------------|
| 起債の目的 | 高速度鉄道事業建設改良費及び利子支払にあてるため | | |
| 限度額 | 12,467,000 千円 | | |
| | 高速度鉄道事業建設改良費 | | 10,048,000 千円 |
| | 高速度鉄道事業特例債 | | 885,000 千円 |
| | 高速度鉄道事業資本費負担緩和分企業債 | | 1,534,000 千円 |
| 起債の方法 | 普通貸借又は証券発行 | | |
| 利率 | 年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） | | |
| 償還の方法 | 起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。 | | |

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、44,000,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第 9 条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、

200,899 千円である。

(他会計からの補助金)

第10条 高速度鉄道事業特例債の元金償還及び利子支払にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,176,000 千円及び 11,346 千円である。

- 2 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、823,093 千円である。
- 3 車両の抗ウイルス加工に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、258 千円である。
- 4 高速度鉄道事業特別減収対策企業債の利子支払にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、6,300 千円である。
- 5 建設改良費（建設改良費にあてた企業債の元金償還及び利子支払を含む。）にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,567,144 千円である。

(他会計からの出資金)

第11条 建設改良費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,571,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、200,000 千円と定める。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河村 たかし